

ペネフィット・ワン企業年金基金

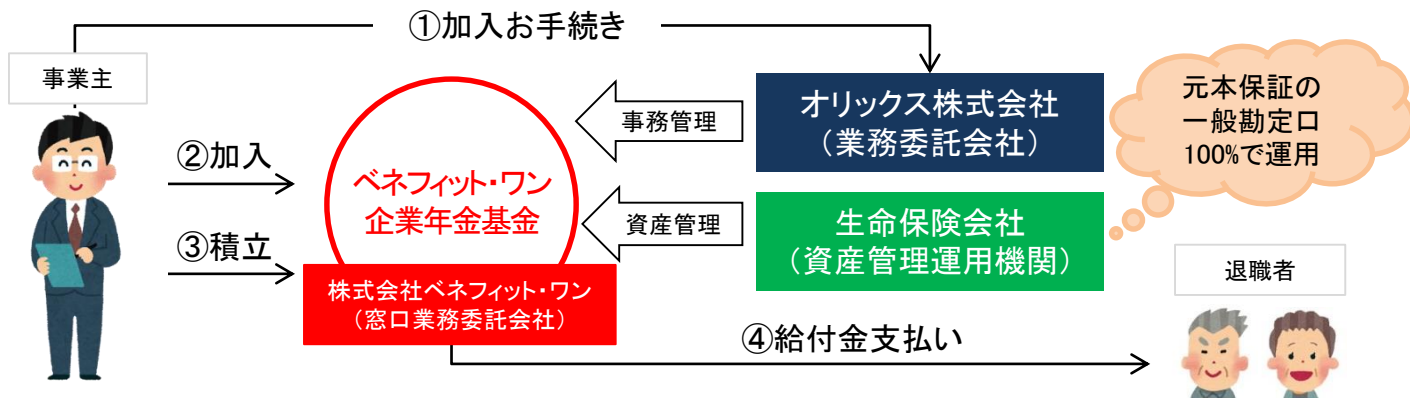
厚生年金基金の受け皿としてご利用できます！



- 確定拠出年金制度と異なり、退職時に一時金が支給されます。
- 中小企業退職金共済制度と異なり、厚生年金保険被保険者であれば役員の加入も可能です。
- 月々の積立は最低1,000円から。基金上乗せ部分の代替など事業主の意向に則した積立が可能です。
- 低リスクの資産運用により、積立不足が発生する可能性が極めて低い制度です。

ペネフィット・ワン企業年金基金について

- ご利用のしくみ 当基金は法律に基づき、厚生労働大臣の認可を受けて設立された特別法人です。



- 給付の種類 20年以上の加入者期間がある方は年金・一時金からご選択できます。

給付種類	加入者期間※	年齢要件	支給方法	支給開始	支給期間	保証期間
老齢給付金	20年以上	50歳以上	年金 (一時金選択可)	退職時または 65歳到達時	10年	10年
脱退一時金	20年以上	50歳未満	一時金	退職時 (65歳まで繰り下げ、年金として受け取ることも可)		
	1月以上 20年未満			退職時		
遺族給付金	1月以上			死亡時		

※他制度からの資産移換を行ったときは、当該他制度の適用期間も通算可能です。

ご加入の条件

- 厚生年金適用事業所であればご加入になれます。
- 当基金では加入審査を実施しております。以下の条件をご確認の上、詳細はお問合せください。
 - ①社会保険料の未納がないこと
 - ②2期連続赤字でないこと
 - ③債務超過でないこと
- 従業員の加入範囲は「勤続〇年以上の正社員」といった制限が可能です。

積立額と給付額

- ・ 想定退職金額に沿った積立額を、1,000円から1,000円単位で上限なく選択できます。

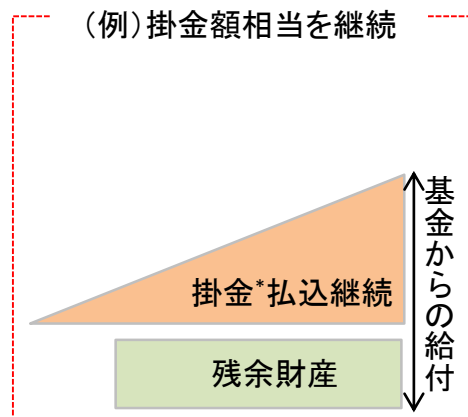
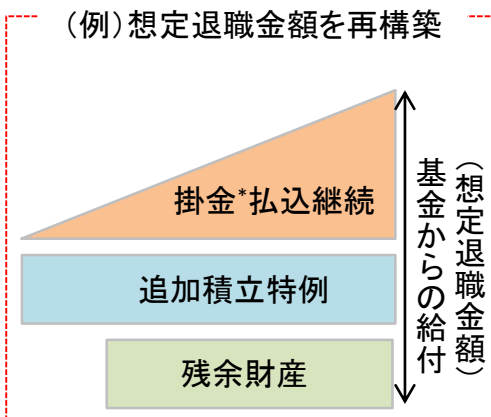
■ 積立額別想定給付額(再評価率:0.5%) ※実際は国債の利回りに応じて変動します。

(円)

加入年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	25	30	
掛金月額	1,000	12,000	24,100	36,200	48,400	60,700	73,000	85,300	97,700	110,200	122,800	186,500	251,800	318,800	387,400
	2,000	24,000	48,200	72,400	96,800	121,300	145,900	170,600	195,400	220,400	245,500	372,900	503,500	637,500	774,800
	3,000	36,000	72,200	108,600	145,100	181,900	218,800	255,900	293,100	330,600	368,300	559,400	755,300	956,200	1,162,100
	4,000	48,000	96,300	144,800	193,500	242,500	291,700	341,100	390,800	440,800	491,000	745,800	1,007,000	1,274,900	1,549,500
	5,000	60,000	120,300	181,000	241,900	303,100	364,600	426,400	488,500	551,000	613,700	932,200	1,258,800	1,593,600	1,936,900
	6,000	72,000	144,400	217,100	290,200	363,700	437,500	511,700	586,200	661,200	736,500	1,118,700	1,510,500	1,912,300	2,324,200
	7,000	84,000	168,500	253,300	338,600	424,300	510,400	596,900	683,900	771,300	859,200	1,305,100	1,762,300	2,231,000	2,711,600
	8,000	96,000	192,500	289,500	386,900	484,900	583,300	682,200	781,600	881,500	981,900	1,491,600	2,014,000	2,549,700	3,098,900
	9,000	108,000	216,600	325,700	435,300	545,500	656,200	767,500	879,300	991,700	1,104,700	1,678,000	2,265,800	2,868,400	3,486,300
	10,000	120,000	240,600	361,900	483,700	606,100	729,100	852,800	977,000	1,101,900	1,227,400	1,864,400	2,517,500	3,187,100	3,873,700
	20,000	240,000	481,200	723,700	967,300	1,212,100	1,458,200	1,705,500	1,954,000	2,203,800	2,454,800	3,728,800	5,035,000	6,374,200	7,747,300
	30,000	360,000	721,800	1,085,500	1,450,900	1,818,100	2,187,200	2,558,200	2,931,000	3,305,600	3,682,100	5,593,200	7,552,500	9,561,300	11,620,900
	40,000	480,000	962,400	1,447,300	1,934,500	2,424,200	2,916,300	3,410,900	3,907,900	4,407,500	4,909,500	7,457,600	10,070,000	12,748,400	15,494,500
	50,000	600,000	1,203,000	1,809,100	2,418,100	3,030,200	3,645,400	4,263,600	4,884,900	5,509,300	6,136,900	9,322,000	12,587,500	15,935,500	19,368,100

残余財産移換と制度設計例

- ・ 想定退職金額と基金解散時の分配金に開きがある場合、その差額を追加して積立てることが可能です。
- ・ 事業所任意脱退時の一時金(条件あり)や解散時の分配金を移行することが可能です。加入者期間も引き継ぎます。
- ・ シミュレーションは個別にご相談に応じます。(想定加入者数10名以上から)



(*) 直近の負担額・基本掛金同等額など水準はご選択可能です。

税務・会計

- ・ 事業主様の負担する掛金(事務費掛金含む)は全額損金となります。(法人税法施行令135条) 年金給付は雑所得、退職に起因する一時金は退職所得扱いです。
- ・ 厚生年金基金同様、複数事業主型制度として、会計上は費用処理のみで、債務認識不要です。
(企業会計基準第26号「退職給付に関する基準」33(2))
* 詳細については会計士、監査法人にご確認ください。

事務費掛金

人数区分	事務費掛金月額 (1名あたり)
1~50人までの部分	800円
51~100人までの部分	500円
101人以上の部分	400円

※消費税非課税

加入者120名の場合の例
 $50名 \times 800円 + (100名 - 50名) \times 500円 + (120名 - 100名) \times 400円 = 73,000円$

お問い合わせ先

オリックス株式会社 (政令指定法人第26号)
 営業推進部年金営業チーム
 〒105-6135
 東京都港区浜松町2-4-1世界貿易センタービル
 TEL: 03-3435-3077 FAX: 03-3435-3173

ベネフィット・ワン企業年金基金事務局
 (株式会社ベネフィット・ワン)
 TEL: 03-6870-3873
 E-mail: kikin@benefit-one.co.jp
 URL: <https://www.benefitdb.jp/>